

蔵王山の噴火警戒レベルの判定基準を改定します ～蔵王山、より適切な噴火警報の運用へ～

新たな知見のもと、噴火警戒レベル2への引き上げ基準を改定し、本日から適用します。この改定によって、より適切な噴火警報の運用に繋げることができます。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、新たな知見が得られた場合などに、噴火警戒レベルの判定基準の見直しを図っています。

今般、蔵王山（宮城県・山形県）の噴火警戒レベルについて、最新の科学的知見を反映し、火山性微動や熱活動等に関する判定基準を別紙のとおり見直しました。本日から新たな判定基準を適用します。

【噴火警戒レベル判定基準】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

※全国的には蔵王山のほか、浅間山、阿蘇山も同様に改定します。

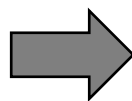
問合せ先：地震火山課 担当 火山防災官 尾山
電話 022-256-1965

蔵王山の噴火警戒レベル判定基準の主な変更点

最新の知見に基づき火山性微動の分類を見直し、その結果を判定基準に反映しました。

現行

レベル	当該レベルへの引上げの基準
	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性】 <u><噴火前></u> <u>地震活動の基準を満たし、かつ地殻変動の基準あるいは噴煙活動、火口付近の熱活動の基準を満たしている場合</u></p> <p>①地震活動の基準： ・火山性地震の増加（地震回数が50回以上／24時間あるいは30回程度／24時間が数日連続）ただし、低周波地震を含む場合は基準未満でも検討 ・<u>火山性微動が多発あるいは連続的に発生</u></p> <p>②地殻変動の基準： 2 ・GNSS や傾斜計で山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測された場合</p> <p>③噴煙活動の基準：噴煙・火山ガスの増加</p> <p>④火口付近の熱活動の基準：熱活動の活発化、次の項目のいずれかを満たす場合 ・御釜の状態変化（変色、湯気、温度変化（温度上昇）、浮遊物等） ・新たな地熱地帯の発生、地熱地帯の拡大、噴気温度あるいは地温の上昇、温泉湧出</p> <p><u><噴火後></u> （略）</p>



改定後

レベル	当該レベルへの引上げの基準
	<p>【火口周辺（想定火口域から概ね1.2km以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】 <u>火山性地震の基準（①）を満たし、かつ火山性微動の基準（②）、地殻変動の基準（③）、熱活動の基準（④）のいずれかを満たしている場合</u></p> <p>①火山性地震の基準： ・火山性地震の増加（地震回数が50回以上／24時間あるいは30回程度／24時間が数日連続）ただし、低周波地震を含む場合は基準未満でも検討</p> <p>②火山性微動の基準： ・<u>火山性微動の発生（微小なものを除く）</u></p> <p>③地殻変動の基準： 2 ・GNSS や傾斜計で山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測された場合</p> <p>④熱活動の基準：熱活動の活発化、次の項目のいずれかを満たす場合 ・噴気、火山ガスの増加 ・御釜の状態変化（湖水の変色、温度上昇、浮遊物等） ・新たな地熱域の発生、地熱域の拡大、噴気温度あるいは地温の上昇、温泉湧出</p> <p>【火口周辺（想定火口域から概ね1.2km以内）に影響を及ぼす噴火が発生】 （略）</p>

この他、各基準の記載の体裁なども見直しました。